# 兵庫県公報

平成24年3月30日 金曜日 第9号外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

教育長訓令	ページ
○ 兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部を改正する訓令	1
○ 本庁文書管理規程の一部を改正する訓令	1
○ 職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令	1

## 教 育 長 訓 令

#### 兵庫県教育長訓令第3号

本 庁

兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

兵庫県教育長 大 西 孝

#### 兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部を改正する訓令

兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程(昭和43年兵庫県教育長訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。 別表学事課の項教育長決裁及び専決事項の欄2中「義務教育課」を「特別支援教育課」に改め、同項同欄中 5を削り、同表特別支援教育課の項教育長決裁及び専決事項の欄中2を削り、3を2とし、同表文化財室の項 課室名の欄中「文化財室」を「文化財課」に改める。

^^^^^

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

# 兵庫県教育長訓令第4号

本

本庁文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

兵庫県教育長 大 西 孝

# 本庁文書管理規程の一部を改正する訓令

本庁文書管理規程(昭和61年兵庫県教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。 別表第1文化財室の項課室名の欄中「文化財室」を「文化財課」に改める。

附則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

^^^^

# 兵庫県教育長訓令第5号

本 庁

地 方 機 関 県 立 学 校

教育機関

職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成24年3月30日

兵庫県教育長 大 西 孝

1

# 職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服等貸与規程(昭和41年兵庫県教育長訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。 別表県立学校に勤務する者の款教育職にある者の項看護実習を担当する者の目中「看護帽 1年」及び「靴下 | 6 箇月」を削り、同目の次に次のように加える。

福祉実習を担当する者 実習衣 1年

別表県立学校に勤務する者の款技能労務職にある者の項牛乳加工及び給食作業に従事する者の目を削り、同項給食作業に従事する者の目中「ゴム長靴」を「作業靴」に改め、同項洗たく作業に従事する者の目を削り、同項主として屋外作業に従事し作業上必要と認めるものの目中「地下足袋」を「作業靴」に改め、同表事務局及び教育機関に勤務する者の款埋蔵文化財の発掘調査に従事する者の項の次に次のように加える。

上記以外の職員で屋外作業に従	夏用作業服	1年
事し作業上必要と認めるもの	冬用作業服	1年
(技能労務職にある者に限る。)	作業帽	2年
	雨衣	2年
	ゴム長靴	1年
	作業靴	1年

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日前に既に改正前の職員被服等貸与規程(以下「旧規程」という。)の規定により貸与を受けている被服等は、改正後の職員被服等貸与規程の規定に基づいて貸与を受けたものとみなす。この場合において、被服等の貸与期間は、旧規程により貸与を受けたときから起算する。
- 3 前項の規定にかかわらず、ゴム長靴 (旧規程の別表県立学校に勤務する者の款技能労務職にある者の項給 食作業に従事する者の目に規定するものに限る。)の貸与期間は、この訓令の施行の日の前日に満了したもの とみなす。